

「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正について

2026年2月9日

一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 改正の目的

これまで、顧客への情報提供に際しては書面によることが原則とされておりましたが、書面とデジタルのいずれの方法によっても情報提供を可能とした「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が2023年11月29日付で公布（一年六月以内施行）され、その後、2025年2月7日付関係政令及び府令の公布を経て、同年4月1日より施行されました。

上記の改正を受けて本協会規則について所要の一部改正を行うこととしたものです。

具体的には、顧客に提供する交付書面について電磁的方法による情報提供に際し、あらかじめ顧客の承諾を得る方法に加え、あらかじめ顧客に告知する方法を追加することとし、併せて、従前の「金融先物取引業務取扱規則」における電磁的方法による提供等に関する規定を、別途、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」として新しく制定することとしたことにより、「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正を行うこととします。

2. 方法等

「金融先物取引業務取扱規則」の一部を改正します。

3. 規則案の説明

資料の新旧対照表のとおり一部改正を行います。

4. 審議の経過・今後の日程感等

年 月 日	内容
2026年 2月 5日	自主規制部会 書面開催
2月 9日～2月 24日	パブリックコメントの募集
3月 10日	自主規制委員会 書面開催
3月 17日	業務部会（報告）
3月 30日	理事会 書面開催
4月 1日	施行

5. 意見等の募集について

改正案については、投資者保護等に關係する事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施します。

(1) 公表資料及び公表方法

資料「新旧対照表」を一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

2026年2月9日から2026年2月24日

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(4) 意見等の処理等

意見等を受けて、必要があれば原案の修正等を行います。修正等の内容によっては、再度自主規制部会を開催する場合があります。

なお、原案の趣旨が変わらない範囲での修正等であれば、自主規制部会長に一任とさせていただきます。

(5) 結果の公表

いただいた意見等及びそれに対する協会の考え方等については、一部改正が理事会で承認された後、当該改正規則の公表と併せて一般ホームページに掲載します。

6. 施行後の取組状況の確認等

特になし。

7. その他

特になし。

以上